

春日部市ラージボール卓球協会規約

(名称及び事務所)

第1条 本協会は春日部市ラージボール卓球協会(以下ラージ卓協)と称し、事務所は会長指定の事務局宅に置く

(目的)

第2条 ラージ卓協はラージボール卓球の普及及び発展を図り、健康と体力の向上を目指しラージボール卓球愛好者相互の親睦を図る事を目的とする。

(事業)

第3条 ラージ卓協は第2条の目的達成の為次の事業を行う。

- 1、ラージボール卓球大会、研修会等
- 2、その他ラージ卓協の目的達成の為必要と認める事業

(会員)

第4条 ラージ卓協の会員は市内に主たる活動の拠点を置くクラブに所属し、ラージ卓協の趣旨に賛同するラージボール卓球愛好者をもって会員とする。

(理事)

第5条 ラージ卓協に次の理事を置く

- 1、顧問 1名
- 2、会長 1名
- 3、理事 若干名(事務局、会計含む)

第6条 (理事の選出)

- 1、理事の選出は新規理事、補充理事を含め理事会で決定し、評議会で承認を得る
- 2、事務局 会計は理事の中から会長が選任し評議会の承認を得る

(理事の任務)

第7条 理事の任務は次の通りとする。

- 1、会長はラージ卓協を代表し会務を統括する
- 2、理事は会長の指示に従い会務の運営及び業務にあたる
- 3、事務局、会計は庶務及び会計事務を処理する

(監事)

第8条 会長は評議会において当該年度監査を務める加盟団体を指名する。

監事は指名された加盟団体の会員の中から1名選出しラージ卓協の会計を監査する。

- 1、監事はラージ卓協の理事を兼任する事が出来ない
- 2、監事の任期は1年間とする

(任期)

第9条 理事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない

- 1、理事が脱会の場合は臨時理事会で理事を選出する
- 2、次年度評議委員会で同意を得る

(評議員)

第10条 評議員は定時評議会及び臨時評議会とし理事及び評議員で構成し
定時評議会は毎年1回会長が招集し下記の事項を決議する。

- 1、規約に関する事
- 2、理事に関する事
- 3、事業計画及び事業報告に関する事
- 4、収入、支出、予算及び決算に関する事
- 5、その他、必要と認めた事項に関する事

(理事会)

第11条 ラージ卓協に理事会を置き会長が招集し次の事項を審議する。

- 1、評議員会に提出する議案の作成
- 2、規約及び付属規定
- 3、事業計画案の作成及び予算案の作成
- 4、その他ラージ卓協の目標達成に必要な事項は会長が招集し審議する

第12条 (議長)

会議の議長は会長又は会長が指名した者があたる。

第13条 (会費)

ラージ卓協の会員は別表2が示す用紙で会員登録を行い所定の会費を納入しなければならない。

- 1、会費は年1人300円とする
- 2、会費は翌年3月31日迄の1ヶ年分を前納する、年度途中からの入会も同額とする、
ただし会員の資格を喪失した場合においても払い戻しは行わない

第14条 (会計年度)

ラージ卓協の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(慶弔)

第15条 ラージ卓協の慶弔に関する事は別表1のとおりとする。

(附則)

施行期日 この規約は令和7年4月1日から適用する。

以上 規約に相違ない事を証明します。

春日部市粕壁東6-16-10

代表者

石田佳男

署名